

障害者虐待事例への対応状況調査結果等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

調査結果

- 厚生労働省において実施している「令和5年度障害者虐待事例対応状況調査結果（令和6年12月公表）」の調査結果の主なポイントは、以下のとおり。
 - ・ 養護者及び障害福祉施設従事者等による障害者虐待について、「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「被虐待者数」がいずれも増加し、特に、障害福祉施設従事者等による被虐待者数が大幅に増加。
 - ・ 通報者の割合については、近年の傾向と同様に、養護者による虐待は「警察」、障害福祉施設従事者等による虐待は「当該施設・事業所の職員」からの通報が最も多い。
 - ・ 施設従事者虐待の虐待判断件数については、施設・事業種別では共同生活援助、施設入所支援、生活介護、放課後等デイサービスの順に多く、障害種別では知的障害者の割合が高い。また、行動障害がある者の割合が高い。
 - ・ 虐待の発生要因は、養護者による虐待は「家庭における被虐待者と虐待者の人間関係」や「虐待者が虐待と認識していない」が多く、障害福祉施設従事者等による虐待は「教育・知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」「倫理観や理念の欠如」が多い。
- 虐待判断件数及び被虐待者数の増加の主な要因は、以下のようなものが考えられる。
 - ・ 事業所における虐待防止措置による通報の徹底のほか、
 - ・ サービス提供事業所数、利用者数の増加
 - ・ 株式会社「恵」が運営するグループホームにおける経済的虐待が複数事業所で認定されたこと（※）

（※）今回の調査結果には、令和5年度中に認定された株式会社「恵」が運営するグループホームにおける食材料費の過大徴収による経済的虐待の事案が計上されている。なお、令和6年度中に認定された事案は、来年度の調査に計上される見込み。

<養護者による障害者虐待> (P3、4参照)

- ・ 相談・通報件数 : 9,972件（対前年度1,322件（15.3%）増）
- ・ 虐待判断件数 : 2,283件（対前年度160件（7.5%）増） 被虐待者数 : 2,285人（対前年度 155人（7.3%）増）
- ・ 相談・通報者 : 警察52.6%、本人11.4%、施設・事業所の職員11.0%、相談支援専門員10.5% 等
- ・ 虐待行為の類型 : 身体的虐待67.5%、心理的虐待32.0%、経済的虐待16.5%、放棄、放置11.2%、性的虐待2.3%
- ・ 虐待行為の影響の程度 : 軽度59.3%、中度29.6%、重度11.0%
- ・ 被虐待者の障害種別 : 知的障害45.7%、精神障害44.4%、身体障害16.8% 等 ※行動障害がある者は27.0%
- ・ 発生要因 : 家庭における被虐待者と虐待者の人間関係43.0%、虐待者が虐待と認識していない41.3% 等

<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (P5、6参照)

- ・ 相談・通報件数 : 5,618件（対前年度1,514件（36.9%）増）
- ・ 虐待判断件数 : 1,194件（対前年度238件（24.9%）増） 被虐待者数 : 2,356件（対前年度 1,004人（74.3%）増）
- ・ 相談・通報者 : 当該施設・事業所職員20.9%、当該施設・事業所設置者・管理者14.4%、本人14.3% 等
- ・ 虐待行為の類型 : 身体的虐待51.9%、心理的虐待48.0%、性的虐待11.0%、経済的虐待8.1%、放棄、放置6.9%
- ・ 虐待行為の影響の程度 : 軽度69.2%、中度23.0%、重度7.8%
- ・ 被虐待者の障害種別 : 知的障害74.3%、精神障害18.9%、身体障害18.8% 等 ※行動障害がある者は48.0%
- ・ 事業所種別 : 共同生活援助28.3%、施設入所支援20.4%、生活介護12.7%、放課後等デイサービス12.2% 等
- ・ 発生要因 : 教育・知識・介護技術等に関する問題65.4%、職員のストレスや感情コントロールの問題55.6%、倫理観や理念の欠如54.6% 等

今後の対応

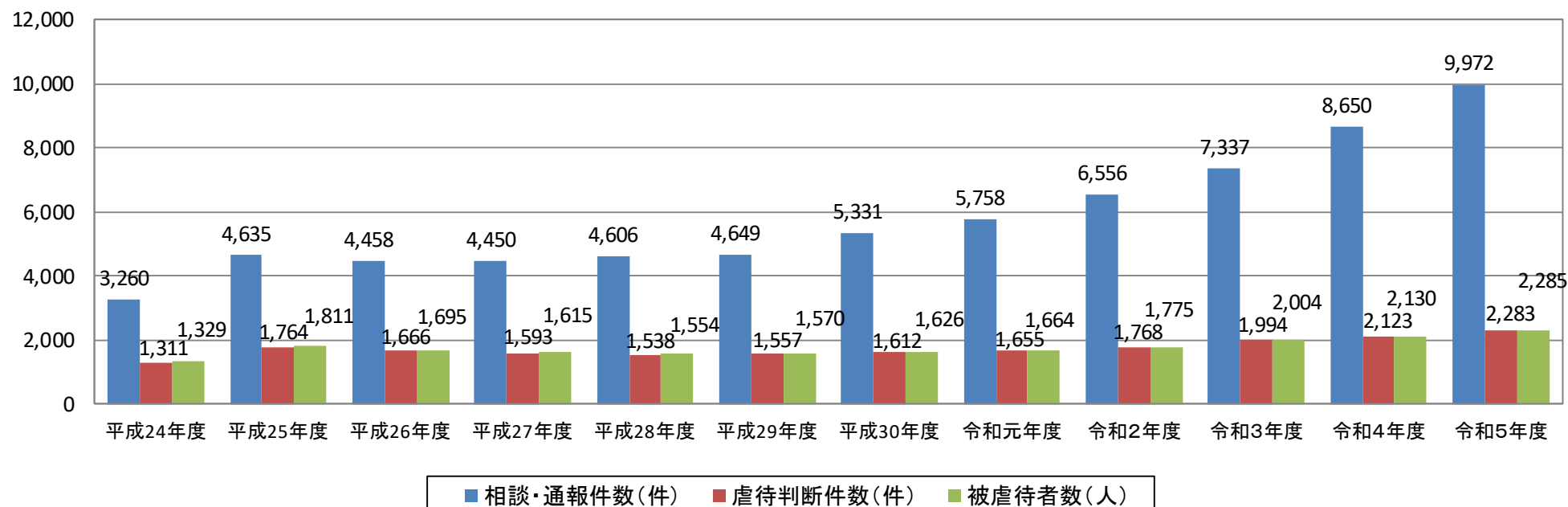
- 養護者虐待の防止については、障害者虐待に関する知識・理解の啓発や養護者支援（※）による虐待の防止、地域における虐待防止ネットワークの構築等を通して、引き続き、障害者虐待の未然防止や早期発見に努めていく。
（※）「養護者支援」とは、例えばサービス等利用計画を見直し、短期入所等の障害福祉サービス等の利用を増やす等により、養護者の負担を軽減し、障害者虐待の発生を予防すること等をいう。
- 施設従事者虐待の防止については、令和6年度報酬改定等の取組を着実に推進することにより、障害者虐待の防止にもつなげていく。
 - ① 令和4年度に義務化された障害者虐待防止措置（※）が未実施の場合に対する減算措置
（※）虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置、職員研修の実施
 - ② 身体拘束廃止未実施減算について、入所施設・居住系サービスにおける減算額の引き上げ
 - ③ 障害福祉サービス事業所における支援の質の確保の観点から、共同生活援助、障害者支援施設において、地域連携推進会議を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組の義務化（令和6年度は努力義務、令和7年度から義務化）
 - ④ 強度行動障害を有する児者への支援体制を強化する取組として、生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助・放課後等デイサービスにおいて、行動関連項目の合計点が18点以上の者（障害児においては児基準で30点以上）を受け入れた上で、中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合の更なる加算及び状態が悪化した児者への集中的支援等の導入
- また、令和6年度の国の調査研究において、虐待の重篤事案の検証に加え、グループホーム、障害者支援施設等で発生した虐待事案に関する深掘り調査を実施し、虐待が発生した状況、法人や施設の特性等の把握及び分析を進めているところであり、調査結果については、本年4月に厚生労働省のホームページにおいて公表予定。
本調査研究で得られた成果については、国で作成する自治体や事業所向けの「障害者虐待防止の手引き」や今後の施策の見直し等に活用していくこととしている。
- あわせて、自治体における障害者虐待への対応の徹底を図るため、以下のような取組も通じて、自治体や障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止や早期発見の取組の徹底を図っていく。
 - ・ 都道府県が実施する市町村や事業所職員向けの「障害者虐待防止・権利擁護研修」について、令和6年度から国で標準的な研修カリキュラムを示すとともに、当該カリキュラム以上の内容を実施することを研修費用の補助要件に追加
 - ・ 全国会議等において自治体における障害者虐待の通報への対応の徹底について依頼

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から1,322件(15.3%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

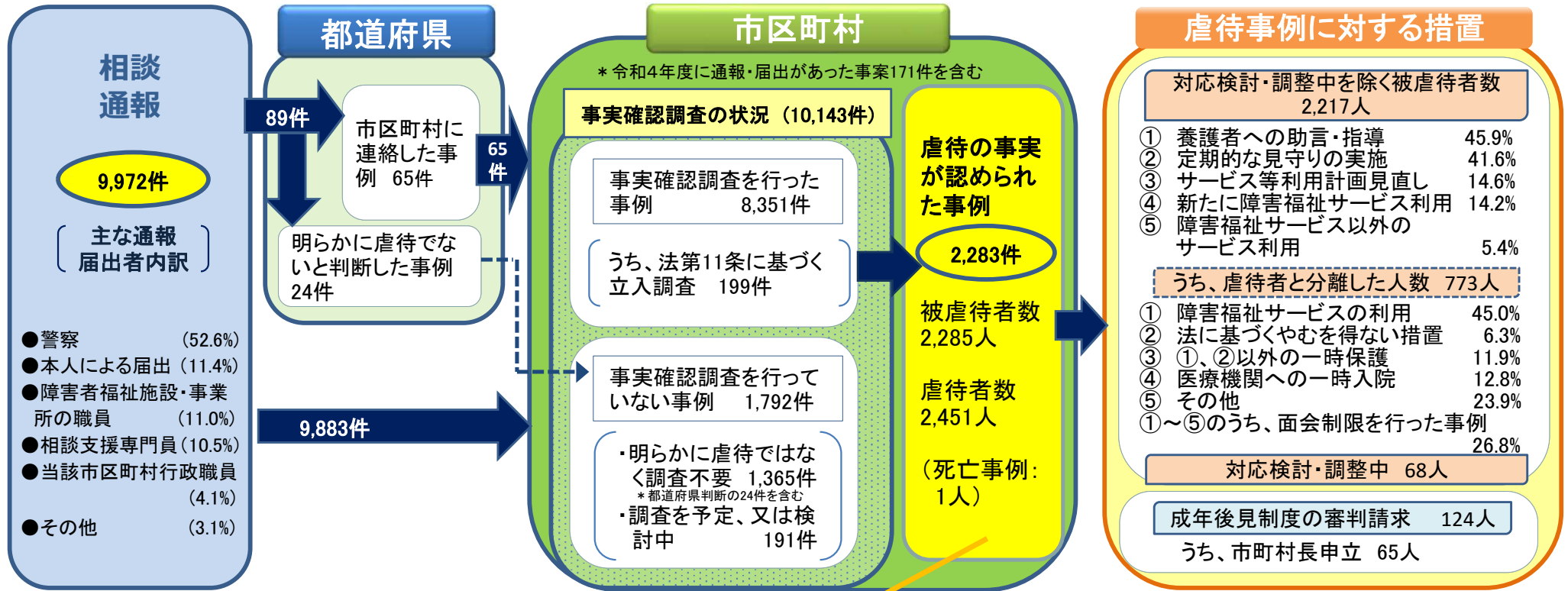
養護者	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

養護者による障害者虐待



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



虐待者(2,451人)

- 性別
男性(62.2%)、女性(37.7%)
- 年齢
60歳以上(39.8%)、50～59歳(27.7%)
40～49歳(15.6%)
- 続柄
母(24.8%)、父(23.7%)、夫(16.1%)
兄弟(11.2%)、その他(9.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.7%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.3%
虐待者の介護疲れ	23.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	16.2%

被虐待者(2,285人)

- 性別 男性(36.1%)、女性(63.9%) ※性別不明:1名
- 年齢
50～59歳(24.2%)、20～29歳(22.5%)
40～49歳(19.3%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.8%	45.7%	44.4%	3.5%	2.1%

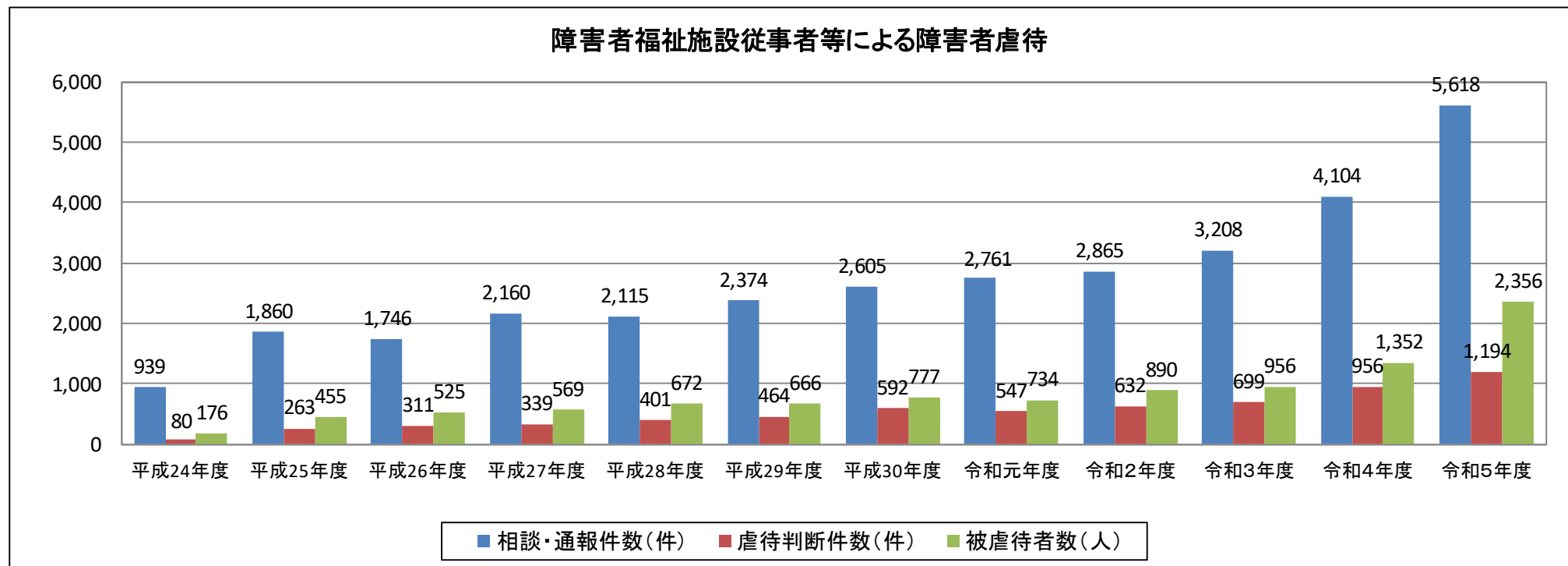
- 障害支援区分のある者 (50.0%)
- 行動障害がある者 (27.0%)
- 虐待者と同居 (84.5%)
- 世帯構成
両親(13.5%)、その他(13.2%)、配偶者(12.6%)、
両親・兄弟姉妹(11.9%)、単身(9.1%)、母(9.3%)

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

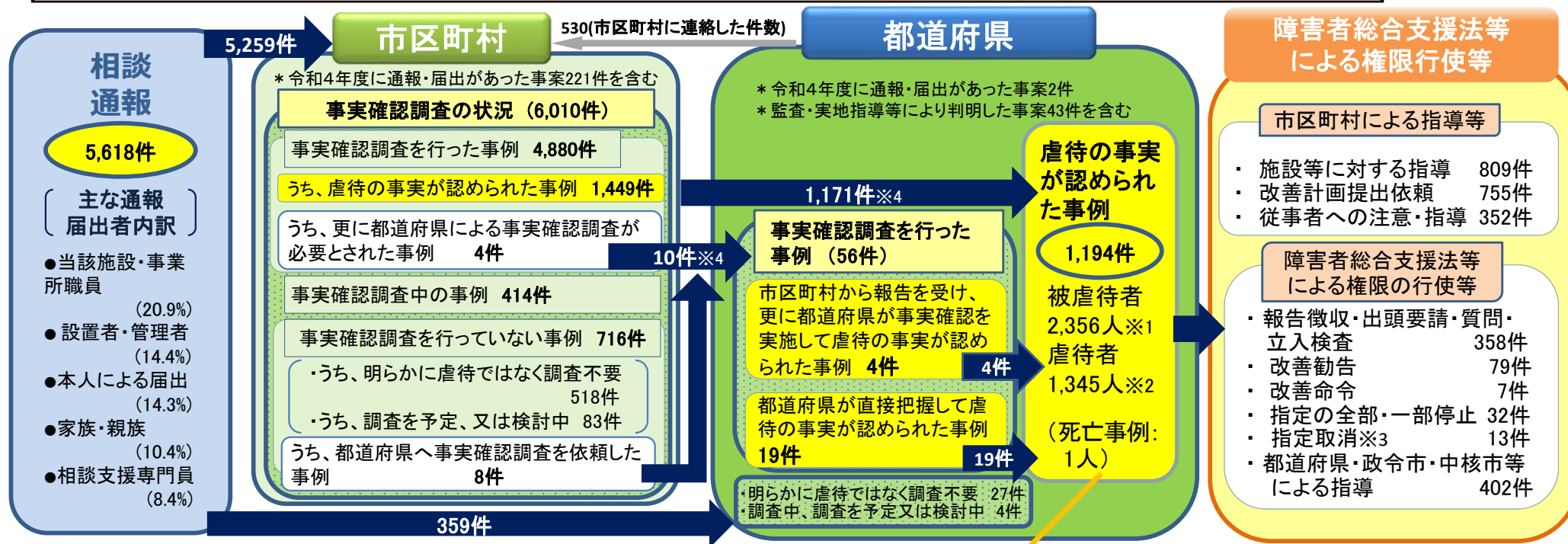
障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (1,345人) ※2

- 性別
男性 (68.3%)、女性 (31.7%)
- 年齢
60歳以上 (18.8%)、50～59歳 (17.4%)、30～39歳 (16.1%)
- 職種
生活支援員 (41.8%)、管理者 (10.9%)、世話人 (10.1%)、サービス管理責任者 (6.8%)、その他従事者 (6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行支援	2	0.2%
行動支援	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被虐待者 (2,356人) ※1

- 性別
男性 (66.6%)、女性 (33.4%)
- 年齢
20～29歳 (20.4%)、50～59歳 (17.9%)、30～39歳 (16.8%)、40～49歳 (16.8%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。

※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。

※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

参 考 資 料

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ③使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -.-> C["①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)"] </pre>	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] C -.-> D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[都道府県] C -- 報告 --> D[労働局] C -.-> E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

＜＜地域との連携等【新設】＞＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

障害者虐待防止対策関係予算

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算案：6.2億円
（令和6年度予算：6.2億円）

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、
※学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修も実施可能

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1／2、都道府県1／4 都道府県実施事業：負担割合 国1／2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費

令和7年度当初予算案：12百万円
（令和6年度予算：12百万円）

1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

権利擁護・虐待防止研修の見直し

- 都道府県における市町村職員や事業所職員向けの権利擁護・虐待防止研修について、研修内容の充実を図る観点から、令和6年度から国において標準的な研修カリキュラムを提示。

ア 【講義部分】※事前視聴

共通講義

- I 障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義(30分)
- II 障害者虐待防止法の概要(45分)
- III 当事者の声(45分)
- IV 性的虐待の防止と対応(30分)
- V 身体拘束等の適正化の推進(30分)
- VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～(30分)

自治体コース講義

- I-1 養護者による障害者虐待の防止と対応①(30分)
- I-2 養護者による障害者虐待の防止と対応②(30分+30分)
- II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応(60分)
- III 使用者による障害者虐待の防止と対応(30分)
- IV 事実確認調査における情報収集と面接手法(基礎編)(20分)
- V 事実確認調査における情報収集と面接手法(応用編)(60分+20分)

管理者・虐待防止責任者コース講義

- I 法人・事業所の理念と管理者の役割(30分)
- II-1 虐待を防止するための日常の取組について①(30分)
- II-2 虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～(30分)
- III 通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)(30分)
- IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割(30分)
- V 虐待防止委員会の実際の運営について(15分+15分)

イ 【演習部分】※伝達研修

自治体コース演習

- 演習① 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習(180分)
- 演習② 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習(180分)

管理者・虐待防止責任者コース演習

- 演習① 虐待が疑われる事案への対応(120分)
- 演習② 虐待防止委員会の活性化(120分)
- 演習③ 身体拘束適正化委員会の運営(120分)